仙台市地域防災計画の修正について

令和7年3月 危機管理局

平成25年の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」の名称が「要配慮者」及び「避難行動要支援者」へ変更となったが、本市地域防災計画においては「災害時要援護者(避難行動要支援者)」と定義してきた。今般、避難行動要支援者支援に係る各種対策を一層推進するため、改めて名称等の整理を行う必要がある。

災害対策基本法上の定義

要 配 慮 者:高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

避難行動要支援者:要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難すること

が困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

対応

「災害時要援護者」の名称を以下のとおり変更し、定義する。

災害時 要援護者 避難行動 要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために 安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において配 慮を要する者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

本市では「災害時要援護者情報登録制度」の登録者リストを、避難行動要支援者をあらかじめ登載する「避難行動要支援者名簿」に位置付けていたが、当該制度は本人等の申請を前提とし、支援が必要な者を十分把握できない点が課題となっていたため、名簿の登載要件等について整理を行う必要がある。

対応

生活の基盤を自宅とする者のうち、下表「避難行動要支援者名簿(新名簿)」の①~⑤のいずれかに該当する者を対象とした新たな名簿を作成する。

	災害時要援護者情報登録制度(現行名簿)	避難行動要支援者名簿(新名簿)
登載 対象者	①要支援·要介護認定者 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 者保健福祉手帳所持者 ③65歳以上で一人暮らしや高齢者のみ等 の世帯 ④上記①~③に準ずる又は病気等により 地域の支援が必要な者	①要介護認定区分3~5認定者 ②身体障害者手帳1·2級所持者 ③療育手帳A所持者 ④精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑤その他支援が必要な者 (上記①~④の要件に準じて、災害時に 自力避難が困難であると市長が認めた者)
登載方法	本人等の申請により登載(手上げ方式)	①~④… 該当する者を自動的に登載 ⑤ … 本人等の申請により登載

※当面は両名簿を並行して運用し、地域や関係各所への周知を丁寧に行った上で、災害時要援護者情報登録制度は避難行動要支援者名簿へ段階的に統合(廃止)する。

①-3 避難行動要支援者支援の推進【個別避難計画】

資料1-3 P16 等

背景

避難行動要支援者一人ひとりの円滑かつ迅速な避難支援に必要な情報をまとめた「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことから、計画作成の推進体制を整備する必要がある。

対応1 地域防災計画への記載

国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、個別避難計画に記載すべき事項等を本市地域防災計画に定め、計画の作成を推進する。

対応 2 優先度の高い避難行動要支援者の 個別避難計画の作成

居住地の災害発生危険度や心身の状態により総合的に判断した、<u>優先度の高い避難行動要支援者については、令和7年度内に個別避難計画を作成</u>するよう国から示されたことを踏まえ、<u>本市においても対象者の計画作</u>成に着手する。

※優先度の高い者は市職員直営により、その他の者については福祉専門職等の協力を得て、計画作成を進めていく。

		避難	行動要支援者個別	避難計			完成見本	_
	(フリ:	(f-f-)	センダイ タロウ				明・大・圏・平	. 2
本人情報	名	前	仙台 太郎	性別	男	生年月日 年 静	10年1月1日 (_88_歳)	
	住	Ρř	〒XXX-XXXX 仙台市○○区○○町○丁目○番			連絡先	(自宅)XXX-XXX-X (携帯)XXX-XXXX- XXXX	
	福祉	情 報	図 介護度(□要支援 、 図要介護 5) □ 障害支援(5 (区分) ② 障害者手帳 (図身体 1 級 、□精神 級 □ 原育) □ その他) □ 特になし			同居家族 の有無	✓ いる(1 人 ※本人は含めない□ いない	.)
Mo	(フリ)	ガナ)	センダイ ハナコ				妻	
緊急連絡	名	ìń	仙台 花子			本人との関係		
先①	住	所	〒XXX-XXXX 仙台市○○区○○町○丁目○番○号			連絡先	XXX-XXXX-XXXX	
RIX.	(フリ;	ザナ)	アオバ ジロウ			本人との	子	
緊急連絡先②	名	前	青葉 次郎			関係		
	住	所	〒XXX-XXXX 仙台市○○区○○町○丁目○番○号			連絡先	xxx-xxxx-xxxx	
	(フリ;	ガーナ)	ミヤギノ サブロウ			外部への情報提供 ☑ 同意確認しまし		
実避	名	前	宮城野 三郎			本人との 関係	近隣住民	
実施者情報(住	所	〒XXX-XXXX 仙台市○○区○○町○丁目○番○号			連絡先	xxx-xxxx-xxxx	
① ⁴	実施 ^下 支	可能な 援	□ □ 情報伝流 □ 安丕確認 □ 部難誘道 □ その			他(
	(フリ;	がナ)	ワカバヤシ シロウ		外部への情!		提供 ☑ 同意確認し	ŧι
実遊	名	前	若林 四郎		本人との 関係	近隣ボランティア		
光施者情報()	住	所	〒XXX-XXXX 仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号		連絡先	XXX-XXXX-XXXX		
2 *	実施 ^下 支	■可能な 援 □情報伝達 ②安否確認 □避難		養難誘導 [誘導 □その他()			
alcalc In	. 1-3-	医療権	幾関(担当医師名)	連絡先				
かかりつけ 医療機関		杜の都)都病院(○○先生)		XXX-XXX-XXXX			
医病		医療核	機器や医薬品 その他					
避難時持ち出し品人		人工門	F吸器、たん吸引機	非常用	非常用持ち出し袋を		こ準備	

令和3年の災害対策基本法施行規則の改正により、福祉避難所の受入対象者をあらかじめ特定することで、特定された要配慮者とその家族のみが直接避難可能となる「指定福祉避難所」制度が創出されたため、指定に向けて本市地域防災計画において整理を行う必要がある。

対応

下表「指定福祉避難所(追加制度)」の要件の下、新たに指定福祉避難所の指定を進める。

	協定福祉避難所(既存制度)	指定福祉避難所(追加制度)
対象者	一般避難所での生活が困難な要配慮者	あらかじめ特定した要配慮者とその家族 (該当施設のサービス利用者を想定)
避難方法	一般避難所における状態等を基に対象 者を移送(<u>二次的避難</u>)	該当施設に <u>直接避難</u>
対象施設	・市との間で協定を締結した要配慮者の利用に適した施設・民間の社会福祉施設等183か所(R6.10 現在)	・一定の基準に適合した上で、施設の同意の下、市が指定した施設 ・民間の社会福祉施設等の指定を想定

所要の手続きを進めた上で、あらかじめ特定した受入対象者やその家族のみが避難する施設として、令和7年度より指定を行う。

令和6年能登半島地震の状況を踏まえ、避難所の生活環境改善の重要性が改めて認識された。 また、令和6年6月の国の防災基本計画の修正において、市町村は避難所開設当初からパーティ ションや簡易ベッドの設置に努めることとされた。

対応

災害時にパーティションと簡易ベッドを迅速かつ効率的に設置できるよう、現在、指定避難所等に 備蓄しているものに加え、次のとおり集中備蓄を進める。

備蓄品目

- ・<u>ワンタッチ式パーティション</u>
- 簡易ベッド
 - ※大規模災害時に高齢者等の利用が想定される数を備蓄しておき、備蓄物資で不足する場合は、 国や他都市からの支援物資や、民間企業等からの調達により対応する。

保管方法等

新たに購入するものは、指定避難所等には備蓄せず、効率的に配送が行える物流倉庫に 集中備蓄し、発災時には必要な避難所に配送する。

本市の避難所のトイレについて、下記の2点が主な課題となっている。

- 【課題①】 内閣府の「避難所におけるトイレの管理・確保ガイドライン」において、災害発生当初のトイレの数は、避難者約50人当たり1基が望ましいとされており、トイレの数が不足している。
- 【課題②】 既存の仮設トイレ組立式よりも設置しやすく、かつ臭気が少ない<u>衛生的なトイレの整備</u>が 求められている。

対応

主に下記の対応により、本市の避難所トイレの課題を解決していく。なお、詳細については、「避難所トイレ確保方針」を定めて事業を推進していく。

対応①:携帯トイレの追加備蓄

- 携帯トイレの追加備蓄を集中的に進め、発災直後のトイレ不足の解消を図る。
- ・必要に応じて集中備蓄するなど、より効率的な備蓄方法についても検討する。

対応②:マンホールトイレの新規整備

- ・通常のトイレの感覚に近く衛生的であり、災害時に速やかに使用できる等のメリットがある マンホールトイレを指定避難所に新たに整備していく。
- ・令和7年度にモデル事業を行い、令和8年度より順次整備を進める。

沙地震による電気火災防止等の推進

背景

令和5年に公表された宮城県第五次地震被害想定調査において、本市では長町-利府線断層帯 地震等での電気火災により、甚大な被害が予測されている。

また、令和6年6月の防災基本計画の修正にて、地震火災対策の推進として、地震の大きな揺れを感知して電気を自動的に遮断する「感震ブレーカー」の普及に努めることとされたことから、普及・啓発を推進する必要がある。

対応

電気火災防止等に向けた感震ブレーカーの設置促進や、市民への周知啓発を推進する。

感震ブレーカーの設置促進

啓発活動をより迅速かつ的確に展開するため、感震ブレーカーの設置促進を図る。

周知啓発

地震火災の被害を防ぐには、地域の住民・事業者等による「事前対策、地震直後の行動、 電気復旧・避難帰宅後の注意確認」等が必要なことから、市民への周知啓発等に取り組む。

(参考) 今回の修正における主な該当箇所

「仙台市地域防災計画【共通編】」目次

第1部 総則

第1章 計画の考え方

第2章 災害想定の考え方

第3章 実施責任

第2部 災害予防計画

第1章 自助•共助

市民・地域が行政と協働して行う災害対応 【市民の命を守る】

第1節 自助・共助による防災・減災の重要性

第2節 家庭や事業所で災害に備える

第3節「防災・減災」を学ぶ・伝える

第4節情報を入手する方法を知る・確保する

第 5 節 安全を確保するための行動を確認する

【市民の命をつなぐ】

第6節住民ネットワークで地域を守る

第7節 災害支援活動への理解と参加

第2章公助

市民と協働して行う防災対策

【市民の命を守る】

第1節避難体制の整備…②-2

第2節津波災害の予防

第3節 風水害災害の予防

第 4 節 帰宅困難者対策

第5節情報通信体制等の整備

第6節 救急救護体制の整備

第 7 節 消防体制の整備

第8節 自主防災体制の整備

第9節火災等の予防・・・③

【市民の命をつなぐ】

第 10 節 避難所運営体制の整備

第 11 節 災害時要援護者対策の推進・・・①

第 12 節 物資・資機材等確保体制の充実・・・②一

第 13 節 廃棄物処理体制の整備

第 14 節 建築物等の安全化

第 15 節 地盤災害の予防

第 16 節 災害支援活動を支える体制の整備

第 17 節 教育・訓練の推進

行政における防災対策

第 18 節 災害に強い街づくり

第 19 節 災害応急体制の整備

第 20 節 応急対応体制の整備

第 21 節 応援体制の整備

災害に強い都市基盤の整備

第22節 ライフライン施設の災害予防

※今回修正となる事項のうち、代表的な節について下線としています。